

石巻市かなんパークゴルフ場条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第12条の規定に基づき、パークゴルフの普及を図り、もって市民の健全な発達及び健康増進並びにふれあい交流に資するため、石巻市かなんパークゴルフ場(以下「パークゴルフ場」という。)を石巻市北村字太田沢9番地2に設置する。

(事業)

第2条 パークゴルフ場は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技、練習その他の利用に供すること。
- (2) 健康増進、レクリエーション及びふれあい交流のための利用に供すること。
- (3) パークゴルフ、健康づくり、体力増進等に関する情報提供を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条に掲げる設置目的を達成するために必要な事業
(指定管理者による管理)

第3条 市長は、パークゴルフ場の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

2 前項の規定により、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条に規定する業務に関すること。
- (2) 利用の許可に関すること。
- (3) パークゴルフ場の施設、設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(利用時間等)

第4条 パークゴルフ場の利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 4月から9月まで 午前6時から午前8時30分まで及び午前9時から午後5時まで
- (2) 10月から3月まで 午前9時から午後4時まで

2 パークゴルフ場の休場日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日(翌日が休日のときは、その翌日。以下同じ。)
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
- (3) 市長が事前に決定して周知する臨時休業日

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用時間を変更し、休場日に開場し、又は開場日に休場することができる。

(自主事業)

第5条 指定管理者は、施設設置の目的に適合する範囲内で、パークゴルフ大会等の事業を営むことができる。

(使用)

第6条 パークゴルフ場の施設及び設備(以下「施設等」という。)は、これを団体又は個人の使用に供する。

(使用の制限)

第7条 指定管理者は、前条の規定により施設等を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を認めないものとする。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を著しく損傷し、又は著しく汚損するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他施設等を使用させることが不相当と指定管理者が認めるとき。

(目的外使用の禁止)

第8条 第6条の規定により施設等を使用しようとする者は、施設の設置目的以外に使用してはならない。

(使用の停止)

第9条 指定管理者は、使用者がこの条例又はこの条例の規定に基づく規則等の規定に違反した場合は、使用を停止することができる。

2 前項の規定により使用を停止された者が損害を受けることがあっても、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第10条 パークゴルフ場を利用しようとする者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

- (1) 施設使用 別表第1に定める額
- (2) 用具使用 別表第2に定める額

4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

第12条 削除

(原状回復)

第13条 使用者は、第9条第1項の規定により使用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、指定管理者が代行し、教育委員会と協議の上、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用者の賠償責任)

第14条 パークゴルフ場の施設等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(施設入場の制限)

第15条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、パークゴルフ場への入場を拒否し、又は退場させることができる。

- (1) パークゴルフ場内の秩序を著しく乱し、又は著しく乱すおそれがあるとき。
- (2) パークゴルフ場内の施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 他人の迷惑となるおそれがある物品を携帯しているとき。
- (5) 適当な指導者又は付添人のない小学校就学前の者
- (6) 前各号に該当する場合のほか、管理上支障があると指定管理者が認めるとき。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にパークゴルフ場の管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第17条 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年石巻市条例第321号)第8条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合は、教育委員会がパークゴルフ場の管理を行うものとする。この場合において、市長は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において使用料を徴収するものとする。

2 前項の場合にあっては、第10条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者」とあるのは「市長」とする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、河南町パークゴルフ場条例(平成17年河南町条例第1号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月24日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の石巻市かなんパークゴルフ場条例の規定に基づきなされた使用の承認、使用の申請その他の行為は、この条例による改正後の石巻市かなんパークゴルフ場条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則(平成23年9月30日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第10条関係)

区分				一般・学生	中学生・高校生	小学生以下
施設 使用	早朝 (6:00~8:30) (4月~9月)	個人	個人使用 (1人1回)	400円以内	200円以内	100円以内
		団体	団体使用 (1人1回)	360円以内	180円以内	90円以内
	午前 (9:00~12:00) 午後 (13:00~17:00 又は16:00)	個人	個人使用 (1人1回)	500円以内	300円以内	200円以内
		団体	団体使用 (1人1回)	450円以内	270円以内	180円以内
	回数券(11枚綴)			5,000円以内		

備考

- 1 団体扱いは10人以上とする。
- 2 1回とは、早朝、午前、午後の区分による。
- 3 10月から3月までは、午前及び午後の使用に限る。

別表第2(第10条関係)

区分			1日当たり
用具使用	クラブ1本 ボール1個 その他1セット	につき	300円以内
	クラブ1本につき		200円以内
	ボール1個につき		80円以内
	その他1セットにつき		50円以内